不利益処分に係る処分基準

処 分	の名称	動物の飼い主に対する命令
根拠条例·規則名		さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例
条項		さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 21 条第 1
		項及び第2項
所	管 部 課	保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター
121	7/4 YH E	(電話:048-840-4150)
		さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第 20 条の規
		定による勧告を受けたものが正当な理由なく当該勧告に
		従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該勧告
		に従うべきことを命ずることができる。
処		
	基準	動物の愛護及び管理に関する法律第25条の2の規定に違
),	(未設定の場	反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当 ませつも ** の気、 かにおい、 ** #278 ** ウス て、 ** とおいて **
	合はその理	該特定動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措
	∃)	置をとるべきことを命じることができる。
準		(1)特定動物を他の施設(法第26条第1項に規定する特定
		飼養施設に限る。)へ移送すること (2)特定動物を殺処分すること
		(3)その他特定動物による人の生命、身体又は財産に害を
		加えることを防止するために必要な措置
	设定等年月日 2000年	平成 18 年 6 月 26 日設定 平成 年 月 日最終改正
日	文尼寺中月日	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第20条の規
		定による勧告については行政指導の名称「動物の飼い主に
備	着	対する勧告」を参照のこと。
1/1	15 万	